

◇ KDDI総研R&A 2007年9月号

# 韓国ドミナント事業者に対するバンドル販売規制の緩和

KDDI総研 制度・政策グループ 研究主査 穴田 香織 (ka-anada@kddi.com)

### 1 ドミナント事業者に対するバンドル販売規制の緩和

#### 1-1 MICによるドミナント規制

韓国では、基幹通信事業者(電気通信回線設備を設置し、提供する事業者)は、 提供を希望する電気通信サービスについて、利用約款(料金および利用条件)を定 め、MIC(Ministry of Information and Communication:韓国情報通信部)に「届出」 なければならないが、KTの市内電話とブロードバンドインターネット、SK Telecom (以下「SKT」)の携帯電話サービスについては、MICの「認可」を受けなければな らないことが定められている。

2004年3月の電気通信事業法施行令改正により、公正競争を阻害しないよう考慮するという条件の下で(出典)、基幹通信事業者によるバンドルサービスの提供が許可されたが、認可対象サービスを含むバンドルサービスについては、MICの認可が必要であった。MICはドミナント事業者が提供するバンドルサービスが、市場支配力強化や公正競争の阻害をもたらす恐れがないかを審査し、提供そのものや割引適用の可否について判断してきた。しかし、その審査基準は明確でなく、バンドルサービス普及の阻害要因となっていた。

#### 

#### ☞ (出典

電気通信事業法施行令 (一部改訂 2004.3.9 大統領令第18309号) 10条の5 (禁止行為の類型及び基準)

電気通信事業法施行令附則(第18309号、2004.3.9)[別表1]

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

例えば、KTは、2004年7月から自社の固定電話と子会社KTFの携帯電話のバンドルサービス「OnePhone」を提供していたが、料金についてはMICの許可が下りず割引は適用できなかった。その後「OnePhone」は、料金割引がないことやハンドオーバーができない点などが原因で加入者が伸びず、2006年4月、新規端末の供給が中止となった<sup>▼(脚注)</sup>。それ以来、2007年7月の規制緩和までドミナント事業者によるバンドルサービスは提供されていなかった。

## 1-2 認可基準の明確化と料金割引の許可

一方、韓国では、WiBroなど新しいIT技術の進展とそれに伴う新しいビジネスモデルの構築、国内通信市場の活性化、通信サービスの国際競争力強化などが課題になってきた。MICはそれらの対応策として、2007年3月、「通信規制政策ロードマップ」を発表し、そこにバンドルサービス活性化のための施策を盛り込んだ。

2007年5月、MICは「認可役務バンドル販売の利用約款に対する認可審査基準および手続き(指針)」を定め、これに関連したMIC告示第2007-13号「バンドル販売の禁止行為の詳細類型および審査基準」において、ドミナント事業者が提供するバンドルサービスの認可審査基準(【図表1】)を明確化するとともに、バンドルサービス提供時の禁止行為(【図表2】)を規定した。また、事業者の認可申請日からMICが認可可否を決定するまでの期間を30日以内と規定した。

☞ (脚注

詳細は、KDDI総研R&A2006年9月第1号「世界のFMC動向シリーズ No.3(韓国)~KT、OnePhoneの事業戦略見直しへ~」を参照。

http://www.kddi-ri.jp/ja/r a/pdf/KDDI-RA-200609-11-PRT.pdf

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

# 【図表1】ドミナント事業者によるバンドル販売の認可申請とMICの審査基準(2007年7月~)

ドミナント事業者 (KT・SKT) による バンドル販売認可申請時の提出書類	MICの審査基準 (申請を受けてから30日以内に認可可否決定)
• 利用約款	・バンドル販売による費用節減効果(表注1)
・ バンドル販売提供計画書	・利用者利益の増大効果
• 料金設計書	・公正競争の阻害の有無
<ul><li>利用者保護計画書</li><li>その他</li></ul>	・料金適正性 →割引率10%以下の場合、審査を簡略化。
	<ul> <li>・他事業者が同等にバンドルサービスを販売できるか         →できないと判断される場合、「イコールアクセス保障履行計画書」の提出を事業者に要求(表注2)     </li> </ul>

- (表注1) 設備・ソフトウエア・データベース統合等による費用減少および共同マーケティング・解約率減少 等による販売営業上の費用減少の見込みなど。
- (表注2) 他事業者が同等にバンドルサービスを提供するための認可役務の提供方法および提供対価は、事業者間協議を原則とする。

(MICプレスリリース (2007.05.09)、MIC告示「第2007-13号」をもとにKDDI総研作成)

# 【図表2】ドミナント事業者によるバンドルサービス提供時の禁止行為

- 1. バンドルサービスのみの販売等、電気通信役務への加入または利用において消費者の選択肢が制限されるようなバンドルサービス販売行為。
  - 例)インターネットサービスと固定電話サービスを個別に提供せず、バンドルサービスのみで提供する。
- 2. 正当な理由なく、他事業者が同等にバンドルサービスを提供する上で、必要な必須要素(表注) を提供しない、また、不当に提供料金を差別する行為。
- 3. ドミナント事業者が、ドミナント事業者の関連会社等に対し、他の通信事業者に比べ優遇的な条件で電気通信サービスを提供することにより、他の通信事業者のバンドルサービス提供を阻害する行為。
- (表注) 他事業者が直接開発または構築するのが物理的・技術的に不可能な設備要素、または認可役務提供 事業者 (KT・SKT) が提供するサービスで、他事業者が同等なバンドルサービスを提供するために 必須のもの。

(MIC告示第2007-13号「バンドル販売の禁止行為の詳細類型および審査基準」をもとにKDDI総研作成)

これらの条件の下、2007年7月1日からドミナント事業者によるバンドルサービスの提供と割引適用が許可され、これにより、KTとSKTは、2007年7月下旬からバンドルサービスの提供を開始した。

# 2 バンドルサービスの内容

# 2-1 KT: ブロードバンドインターネットを中心としたバンドルサービス

KTは、2007年7月下旬、自社のブロードバンドインターネットサービス(ブランド名:「Megapass」<sup>\*\*(脚注)</sup>)と、①子会社KTFが提供するHSDPAサービス(ブランド名:SHOW)、②WiBro、③AIG保険、のそれぞれとのバンドルサービスの提供を開始した<sup>\*\*(出典)</sup>。

バンドルサービスの割引率は、「Megapass」の約定期間(約定なし~3年約定)やサービスプランによって3~20%と異なっている。例えば、「Megapass」とHSDPA\*(用簡解説)サービス「SHOW」とのバンドルサービスでは、「Megapass」の1年約定契約の場合、「Megapass」の割引率は月額利用料の5%割引で、「SHOW」の割引率は月額利用料の10%割引である(【図表3】)。

# 

#### ☞ (脚注)

「Megapass」には、xDSL、無線LAN、FTTH、衛星によるインターネットサービスが含まれる。これら回線種類と回線速度によって異なる4つのプラン(LITE、PREMIUM、NTOPIA、SPECIAL)と約定期間(約定なし、1年約定、2年約定、3年約定)の組み合わせで月額利用料が異なっている。

#### ☞(出典

KTのプレスリリース (2007.06.22) (2007.07.27)

## ☞ (用語解説)

High Speed Downlink Packet Accessの略。WCDMAを拡張した高速パケット通信規格で、下り最大14.4Mbpsのデータ通信が可能。現在、KTFは下り最大3.6MbpsでHSDPAサービスを提供している。

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

# 【図表3】KTのバンドルサービスと割引率

バンドルサービス	「Megapass」割引率		KTF「SHOW」の割引率	
「Megapass」+「SHOW」	「Megapass」約定なし	3%	「Megapass」約定なし	5%
(表注1)	「Megapass」1年約定	5%	「Megapass」1年約定	
Megapass +	「Megapass」2年約定	7%	「Megapass」2年約定	10%
SHOW	「Megapass」3年約定	10%	「Megapass」3年約定	
バンドルサービス	「Megapass」割引率		KT WiBroの割引率	
「Megapass」+WiBro	「Megapass」1年約定	5%	「WiBro実利宣言(表注3)」	10%
(表注 <b>2</b> )	「Megapass」2年約定	7%	「WiBro自由宣言(表注3)」	10%
Megapass	「Megapass」3年約定	10%	「WiBroスリム/ベーシック」	10%
+	KT WIBRO M		「WiBroスペシャル」	15%
KT WIBRO			「WiBroプレミアム」	20%
バンドルサービス	「Megapass」割引率		保険の内容	
「Megapass」+保険 <i>Megapass</i> 十 <del>무료보</del>	3年以上を超えた長期利 用ユーザーが、2年の追 加約定契約をする場合 に適用。 (表注4)	10%	AIG(American International Group)保険料無料。 「個人情報安心プラン」、「子供健康安心プラン」、「家庭財産安心プラン」、「家族運転安心プラン」の4種類の保険から1つ選択。	

(表注1)「Megapass」1回線につき、「SHOW」3回線まで加入可能。

(表注2)「Megapass」1回線につき、WiBro 3回線まで加入可能。

(表注3) プロモーション料金: 2007年12月末までの加入者に対して、2008年3月末まで適用。

(表注4) 既存の長期割引は継続不可。

(KTのプレスリリース (2007.07.27) (2007.07.30) をもとにKDDI総研作成)

三つ目の「Megapass」と保険のバンドルサービスは、「Megapass」を3年以上利用し、「Megapass」の2年約定契約をしたユーザーに対して、無料でAIG(American International Group)保険がバンドルされるサービスである。バンドルされるAIG保険は月額 $1\sim2$ 万ウォン(1,200円 $\sim2,500$ 円)相当 $^{\circ}$  (換算率)の保険で、ユーザーは「個人情報安心プラン」、「子供健康安心プラン」、「家庭財産安心プラン」、「家族運転安心プラン」の4種類の保険の中から一つ選択できる。さらに、KTは「Megapass」と

 $\square$ 

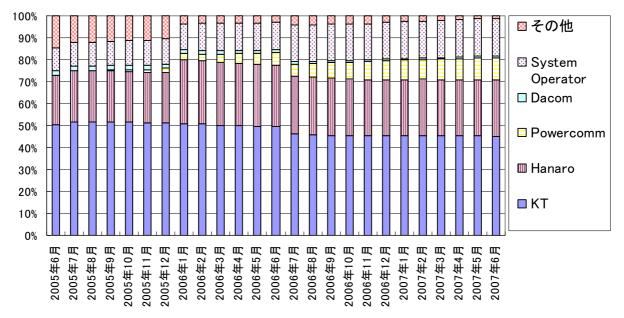
☞ (換算率)

100ウォン=12.36円(2007年9月3日の東京市場TTMレート)

保険のバンドルサービスに、「SHOW」やWiBroを加えたサービスも提供している。 この場合、「SHOW」やWiBroには、「Megapass」とのバンドルサービス利用時の割 引率が適用される。

KTがバンドルサービスの提供で狙っているのは、KTFの3Gサービス「SHOW」やWiBroの提供による「Megapass」ユーザーのロックイン(囲い込み)効果である。韓国ブロードバンド市場におけるKTのシェアは減少傾向にあり(【図表4】)、KTは「Megapass」ユーザーのリテンションを図る一方、新規ユーザーの獲得を強化する必要がある。





(KT IR資料をもとにKDDI総研作成)

今後KTは、バンドルサービスにTVポータルサービス「 $Mega\ TV^{\circ (ppz)}$ 」や金融サービスなどを加え、トリプルプレイサービスやクワドラプルプレイサービスなどを提供し、2007年12月末までに今回提供分を含む計8種類のバンドルサービスを提供する計画である。

# Ш

#### ず (脚注

KTが提供するTVポータルサービスのブランド名。韓国では、IPTVの提供が許可されていない為、通信事業者は、DSL回線とIPTV用のセットトップボックスを利用し、VODなどさまざまなコンテンツを提供している。

# 2-2 SK Telecom: CATV事業者との提携によるバンドルサービス

SKTは、韓国で首位の携帯電話事業者であるが、携帯電話以外の通信網を保有する関連会社を持っていない。このため、バンドルサービスの提供にあたっては、韓国の大手CATV事業者であるTbroad、C&M、CJケーブルネットの3社と提携し、自社の携帯電話とブロードバンドインターネットとのバンドルサービスの提供を可能にした $^{\circ}$  (出典1)。

2007年7月下旬よりSKTが提供を開始したバンドルサービスは、①SKTのグループ向け料金プラン「Together」とブロードバンドインターネット、②SKTのモデム利用によるデータサービス「T LOGIN(【図表5】)」とブロードバンドインターネット、のバンドルサービスである。さらに2007年8月中旬からは、③SKTの携帯電話サービスと関連会社 TU Media が提供する衛星 DMB (Digital Multimedia Broadcasting)のバンドルサービス「TUパック」を開始し (出典2)、現在、合計3種類のバンドルサービスを提供している(【図表6】)。

【図表5】SKTの「T LOGIN」端末

C-motech 「CHU-628S」	Pantech 「IM-H100」	Samsung Electronics 「SCH-H120」
(HSDPA)	(HSDPA + EV-DO)	(HSDPA + WiBro)
T LUCIAL		

(SK Telecomのホームページより抜粋)

### 

☞ (出典1)

SKTのプレスリリース (2007.07.30)、電子新聞 (2007.07.30)

☞(脚注

**2003**年12月、SKTが33%出資して設立した。日本のモバイル放送(モバHO!)と共同で打ち上げた衛星により、2005年5月から移動体向け放送(衛星DMB)を提供している。

☞ (出典2)

SKTのプレスリリース(2007.08.14)、電子新聞(2007.08.14)

#### 韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

## 【図表6】SKTのバンドルサービスと割引率

バンドルサービス	携帯電話(SKT)	ブロードバンド( <b>CATV</b> 事業 者)	
「Togetherパック」 グループ割引+ブロードバン ドインターネット	グループ割引「Together プラン (表注1)」 ・基本料金3,000ウォン割引 ・5%~20%割引	CATV月額利用料3~10%割引 (事業者によって異なる)	
バンドルサービス	携帯電話(SKT)	ブロードバンド(CATV事業者)	
「T LOGINパック」 データ専用サービス+ブロー ドバンドインターネット	モデム利用によるデータサービス 「T LOGIN (表注2)」 月額利用料10%割引	CATV月額利用料3~10%割引 (事業者によって異なる)	
バンドルサービス	携帯電話(SKT)	衛星DMB(TU Media)	
「TUパック」 指定する携帯電話プラン+	「三三料金プラン」、「一般料金プラン」 月額基本料+通話料10%割引	TU Media月額利用料10%割引 (表注3)	
衛星DMB	「多多益善プラン」 月額基本料のみ <b>10</b> %割引		

- (表注1) 3~7人のグループ間において、グループ内通話料50%割引、SMS無料、通話オプション無料が適用になるサービス。
- (表注2)「T LOGIN」は、無料データ量によって、月額29,900ウォン(約3,700円)と45,000ウォン(約5,560円)の 二つのプランがある。
- (表注3) TU Mediaの月額利用料は、約定期間によって月額7,700ウォン(約950円)~11,000ウォン(約1,360円)。

(SKTのプレスリリース (2007.07.30) (2007.08.13) をもとにKDDI総研作成)

SKTは、現在提携しているCATV事業者3社に加え、2007年8月、HCN、Qrix、ON MEDIAの3社とバンドルサービス提供に関するMOUを締結した。SKTは、今後も他のCATV事業者との提携を進め、バンドルサービスの提供範囲を拡大していく方針である。またSKTは、携帯電話、ブロードバンドインターネット、衛星DMBだけでなく、デジタルCATVやインターネット電話(VoIP)などを含めた様々なバンドルサービスを提供していく計画も明らかにしている。

# 2-3 その他の事業者によるバンドルサービス

ドミナント事業者以外の通信事業者は、これまでも規制の対象ではなかったため、バンドルサービスのみならずトリプルプレイサービスを積極的に展開し、ユーザーを獲得している。以下に Hanaro Telecom (以下、「Hanaro」) と LG Powercom のバンドルサービスの概要についてふれる。

# 2-3-1 Hanaroのトリプルプレイサービス「Hana Set」

ブロードバンド市場でシェア第2位のHanaroは、ブロードバンドと固定電話、ブロードバンドとTVポータルサービス「Hana TV」という2つのバンドルサービスを提供している $^{\circ}$  (出典1)。さらに、ブロードバンド、固定電話、「Hana TV」のトリプルプレイサービス「Hana Set」を2006年7月から開始しており、2007年6月末時点で54万加入を突破している。

割引率は、バンドルサービスの場合、それぞれの月額基本料を10%割引、トリプルプレイサービスの場合は20%割引が適用される。さらに、指定する固定電話料金プランの利用者であれば、固定電話とブロードバンドのバンドルサービスで固定電話通話料(市外・国際)は10%割引、同様にトリプルプレイサービスの場合、固定電話通話料(市外・国際)は20%割引となる。

## 2-3-2 LGグループのバンドルサービス

市場シェア第3位のブロードバンド事業者LG Powercom (脚注1) は、自社のブロードバンドインターネットサービス「XPEED」と同じLGグループであるLG Dacom のインターネット電話(VoIP)サービス「My LG070」(【図表7】)のバンドルサービスを2007年6月から開始した (出典2)。

#### 

☞ (出典**1**)

Hanaro Telecomプレスリリース (2006.07.24) (2007.01.09)

☞ (脚注1)

LG Powercomは、ブロードバンドインターネット、回線貸し出し、CATV接続回線を 提供する事業者。筆頭株主はLG Dacom(45.4%)(2006年12月末時点)。

☞ (脚注2)

LG Dacomは、市内/市外電話、国際電話、ブロードバンドインターネットを提供する事業者。筆頭株主は、LG Group (30.7%) (2007年3月末時点)。

☞ (出典2)

LG Dacomのプレスリリース (2007.06.28)

「My LG070」では、無線インターネット接続、電話番号最大500件登録、SMS送受信、着信メロディ、発信番号表示、着信転送設定などが利用できる。なお、「My LG070」の「070」は韓国におけるVoIPのプレフィックスである。

【図表7】LG Dacom「My LG070」の端末





(LG Powercomのホームページより抜粋)

このバンドルサービスでは、約定期間( $1\sim3$ 年)に応じて「XPEED」の月額基本料に $5\sim10$ %割引が適用される。さらに、ロッテカードおよびLGカードでの支払いの場合は10%割引(最大3,000ウォン)(約370円)が適用される $^{\circ}$  ( $^{\text{LLB}}$ )。LG DacomのVoIPサービス「My LG070」には割引が適用されないが、LGグループは「My LG070」は加入者間通話が無料であることに加え、携帯電話への通話料も安価であることを訴求している。

LGグループは、「XPEED」と「My LG070」のバンドルサービスにTVポータルサービスを加え、2007年下半期中にもトリプルプレイサービスを提供する予定である。

## 3 MICの通信市場活性化政策

# 3-1 MICによる通信規制政策ロードマップ

以上みてきたドミナント事業者に対するバンドル販売規制の緩和は、2007年3月にMICが発表した「通信規制政策ロードマップ」の一部に位置づけられている。「通信規制政策ロードマップ」とは、通信市場の競争活性化促進とそれによる通信料金の引き下げを目的に、MICが規制緩和政策の具体的内容と実施スケジュールを示したものである。ロードマップには、今回施行されたバンドル販売規制の緩和の他、端末補助金規制の廃止と関連施策、固定電話番号からインターネット電話(VoIP)への同番移行、再販売等卸売り規制の導入などが盛り込まれている(【図表8】)。

□ (出典)

**LG Powercom**のプレスリリース (2007.06.25)

# 【図表8】通信規制政策ロードマップの主要内容

通信規制政策の主要内容	進捗状況			
1. 通信役務分類体系の改定				
・基幹通信役務の分類体系を単一役務に統合し、新規の基幹通信役務提供時、追加の事業許可申請を不要とする。	電気通信事業改正案 (2007.07.31) に盛り 込み済み。(表注1)			
2. バンドル販売規制の緩和				
・ドミナント事業者の認可対象サービス(KTの市内電話・KTのブロード バンドインターネット・SKTの携帯電話)を含むバンドルサービスの販売と割引を許容する。	<b>2007年7月1日施行済</b> み			
3. インターネット電話(VoIP)市場の活性化				
・固定電話からインターネット電話(VoIP)への同番移行制度の導入。	2008年施行予定			
4. 端末補助金規制の廃止と関連施策の推進				
・端末補助金規制の廃止は2008年3月とし、全面的な自由化に備え追加的な規制緩和施策を推進。 ・端末補助金の支給については、通信事業者の自律性を拡大する。(地域別・代理店別に補助金支給額に差を設けることを許容)	2007年7月、中間ブリーフィングにて、「USIMロックの解除」「義務約定制度の導入」を検討(表注2)			
5. KTブロードバンドインターネット料金の「認可制」から「届出制」への転換可否決定				
・KTの市場シェア推移、後発事業者の競争力、通信網への投資額推移、 バンドルサービス提供の効果などを総合的に検討し、転換可否決定。	2007年7月、引き続き KTを「認可対象事業」 に指定。(表注3)			
6. 特定通信事業制度の改定				
・通信網を持たない事業者の市場参入を可能とする関連制度を段階的に 策定(再販売等卸売り規制の導入等)。 ・「特定通信事業者」に設備提供要請資格を付与する一方、利用約款届出、 ユニバーサルサービス損失補填金の分担、会計整理などを義務付け。	電気通信事業法改正案 (2007.07.31) に盛り 込み済み(表注1)。			

(表注1) 電気通信事業法一部改正案(2007.07.31)より。改正案は、2007年9月以降の定期国会に提出される予定。

(表注2) MICプレスリリース (2007.07.23)

(表注3) MICプレスリリース (2007.07.23)、MIC告示「第2007-28号」(2007.07.31)

(MICのプレスリリース (2007.03.15) (2007.07.23) 他をもとにKDDI総研作成)

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

このロードマップに掲げられた施策は、2007年から2008年にかけて実施される計画で、最初に実施されたのが「ドミナント事業者に対するバンドル販売規制の緩和」ということになる。MIC長官は「バンドル販売規制緩和や基幹通信役務統合などの実施によって、ドミナント事業者の市場支配力強化に対する憂慮の声があるが、市場競争の促進と消費者の立場に立った政策を推進するためには、規制緩和政策の推進が必要である」として、ロードマップに示す一連の規制緩和を進めながら、そこに起因する問題が生じないよう必要な施策を講じる方針である。

2007年7月、MICはこのロードマップの中間ブリーフィングを実施し、「通信規制 政策ロードマップの主要内容(【図表8】)」のうち、「4. 端末補助金規制の廃止」の 関連施策として「義務約定制度の導入・USIMロックの解除」について、「6. 特定通 信事業制度の改定」の関連施策として「再販売等卸売り制度の導入」について具体 的な方針を明らかにした。

### 3-2 義務約定制度の導入・USIMロックの解除

韓国では、2003年3月から、3年間の期限付きで端末補助金の支給が禁止されていたが、2004年4月からは、3G(W-CDMA端末)とPDA端末について例外的に支給が許可された (脚注)。続く2006年3月から2年間は、端末補助金規制が一部廃止され、同じ携帯電話会社を18カ月以上連続で利用している加入者に対する端末補助金の支給が許可された。2008年3月からは全面的に端末補助金の支給が許可される予定であるが、この時期にあわせてMICは二つの施策を検討している。

### 3-2-1 義務約定制度の導入

端末補助金の廃止に伴い、MICは事業者が利用者に義務利用期間を定めることができる義務約定制度の導入を検討している。義務約定制度の導入にあたっては、事業者による過度な義務利用期間および違約金の設定等の問題が生じる恐れがあるため、MICは利用者保護施策の導入もあわせて検討している。

☞ (脚注)

MIC告示「第2004-22号」(2007.04.16)

2004年4月、MICは新技術および新規サービス活性化のため、3G(W-CDMA)端末については出庫価格の40%以内、PDA端末については出庫価格の25%以内で端末補助金の支給を許可した。

### 3-2-2 USIMロック解除の義務付け

韓国では、3G(W-CDMA)端末に対する端末補助金の支給が例外的に許可されていたが、普及は遅々として進まず、2007年3月末時点の3G加入者数は全携帯電話利用者数の1%(約34万加入) (出典) に満たない状況である。MICは、利用者の利便性向上と選択肢の拡大による3G端末の普及を狙って、事業者に3G携帯電話端末のUSIMロック解除を義務付ける方針である (脚注)。USIMロックの解除時期、方法、手続きなど具体的な内容は2007年末までに決定される予定で、2008年3月の施行に向けて準備が進められている。

# 3-3 再販売等卸売り規制の導入

2007年7月、MICは、新規事業者の参入による事業者間競争の活性化を目的に、再販売等卸売り規制の導入に関する方針を発表し、その内容を電気通信事業法一部改正案に盛り込んだ。MICは、改正案を2007年9月以降の定期国会に提出する予定である。再販売等卸売り規制の導入に関する改正案の条項は以下の通りである。

# (1) 再販売義務を負うのはドミナント事業者

市場シェア(前年度売上高基準)が50%を超える事業者が存在する場合、また、 実質的な参入障壁が存在し市場構造の改善が必要であると判断される場合に、MIC は、再販売を提供する義務を負う事業者とサービスを指定することができる。ただ し例外として、サービス開始後6年以内の新規サービスの場合、また、市場全体にお ける再販売のシェア(売上高基準)が10%(ドミナント事業者およびドミナント事 業者の関連会社による再販売売上高を除く)を超過している場合は、再販義務提供 事業者を指定することができない(改正案第33条の8「基幹通信役務の再販売」)。

### (2) ドミナント事業者が再販を行う場合、MICがシェア上限を決定

一方、再販売義務提供事業者(ドミナント事業者)が、他の通信市場に再販売事業者として参入する場合、その市場における支配力が大きくならないよう、MIC長官がシェア(売上高基準)の上限を決めて告示する。ただし例外として、ドミナント事業者の市場参入が公正競争または利用者の利便性向上に寄与していると判断さ

 $\Box$ 

☞ (出典)

ASIA com (2007.06.26)

☞ (脚注)

韓国では2GでCDMA方式が採用されており、USIMロックの解除は義務付けられない方針である。2007年8月末現在、CDMA 2000 1xの加入者数は携帯電話加入者全体の94.3%を占めている(MIC発表資料)。

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

れる場合、また、再販売サービス提供事業者間競争が活発な場合は、シェアの上限 を決めてはならない(改正案第33条の9「再販売義務提供事業者の義務」)。

# (3) 再販売市場が活性化しない場合、MICが介入

「再販売等卸売り規制」を導入しても、競争状況評価の結果、再販売が活性化していないと判断される場合は、再販売義務提供事業者(ドミナント事業者)が提供するサービスに対して、MICが再販売協定の締結手続きと方法および条件に関する基準と再販売代価(卸売り料金)の算定に関する基準を決めることができる(改正案第33条10「再販売協定の基準」)。

再販売等卸売り規制の導入により、MVNO(Mobile Virtual Network Operator)を含むさまざまな形態での再販売が可能となる。特に、SKTの携帯電話事業に再販売卸売り義務が課されることになれば、携帯電話事業者の新規参入が可能となるため、その動向が注目されている。

# □ 執筆者コメント

ドミナント事業者によるバンドルサービスの提供が開始されたが、今回のバンドルサービスは、必ずしもユーザーの期待に沿う内容ではなかったと言われている。第一に、提供されたバンドルサービスのほとんどが割引率10%以下で、ユーザーにとって魅力的な割引率ではなかったこと、第二に、バンドルサービスに含まれるサービスが限定的であったこと(KTのブロードバンド、KTFの3Gサービス)などが挙げられている (KTのブロードバンド、KTFの3Gサービス)などが挙げられている (LH)。これまでも規制の対象外であったHanaroは、固定電話、ブロードバンド、1Vポータルのトリプルプレイサービスをすでに20%割引で提供しており、ユーザーの期待も同等かそれ以上のサービスと料金設定であったと思われる。

現時点ではユーザーへの直接的な影響は大きくないかもしれないが、ドミナント事業者によるバンドルサービスの提供は、非ドミナント事業者による多様なバンドルサービスやトリプルプレイサービスの提供および料金値下げなどをもたらしており、少なからず通信市場に影響を与えていると思われる。また、今後は非ドミナント事業者が提供するトリプルプレイサービス、クワドラプルプレイサービスが、ドミナント事業者の事業戦略を刺激し通信市場が活性化する可能性もある。

 $\square$ 

☞ (出典)

Digital Times (2007.06.22), NNA Global Communities (2007.06.22)

韓国ドミナント事業者に対する バンドル販売規制の緩和

今回のバンドル販売規制の緩和に続いて、MICは2008年までに、端末補助金規制の廃止、USIMロックの解除、再販売等卸売り規制など一連の規制緩和を進める計画である。これらの施策による韓国国内市場の活性化は、最終的には通信事業者や通信端末メーカーの国際競争力強化に結びつくだろう。MICの「通信規制政策ロードマップ」による韓国国内市場の活性化が、今後どのような形で通信事業者やメーカーの国際展開に影響するのか注目される。

# □ 出典·参考文献

韓国情報通信部(MIC)(http://www.mic.go.kr/index.jsp)

KTのサービス案内(http://www.kt100.com/)

SK Telecom (http://www.sktelecom.com/)

KTF (http://www.ktf.com/)

Hanaro Telecom (http://www.hanaro.com/)

LG Dacom (http://hi.lgdacom.net/)

LG Powercomm (http://www.lgpowercomm.com/index.jsp)

韓国電子新聞web版(http://www.etnews.co.kr/)

Digital Times (http://www.dt.co.kr/)

The Korea Times (http://times.hankooki.com/)

The Korea Herald (http://www.koreaherald.co.kr/index.asp)

朝鮮日報(http://www.chosun.com/)

KDDI Koreaの定常調査報告

# 【執筆者プロフィール】

氏 名:穴田 香織(あなだ かおり)

所属:調査1部制度・政策グループ

専門:韓国の情報通信制度・政策、通信事業者動向に関する調査研究

最近の主な調査レポート:

「韓国のWiBro最新動向」(R&A2007年7月号)

「韓国における2GHz帯3Gサービスの展開状況」(R&A2006年12月第1号)

「世界のFMC動向シリーズNo.3 (韓国) ~KT、OnePhoneの事業戦略見直しへ」

(R&A2006年9月第1号)

「韓国地上波DMBの国内外展開状況」(R&A2006年3月号) 「韓国におけるW-CDMAの普及状況」(R&A2006年1月号)

Email: ka-anada@kddi.com